

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第 30号

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2利用料金の欄中「940」を「1,410」に、「830」を「1,240」に、「520」を「780」に、「410」を「610」に改める。

別表第3 1備考以外の部分中

円
100
200

を

円
100
210

に、

「

マイクロホン	1本につき1日	1,360
無線マイクロホン装置		1,360

を

「

マイクロホン	1本につき1日	1,420
--------	---------	-------

に、

「

310
200
30

を

320
210
30

に、

200
200
200
1,360
410
1,360
620

を

2, 610
310

」

「

210
210
210
1, 420
430
1, 420
650
2, 740
320

に改める。

」

別表第3 2備考以外の部分中

「

無線マイクロホン装置	1	本	1, 460
電 源	1	箇所につき4時間	100
カセットテープデッキ	1	台	940
移動式ワゴンアンプ			1, 780
ビデオプロジェクター	一	式	5, 860
オーバーヘッドプロジェクター			4, 290
テレビ・ビデオテープデッキセット			1, 780

を

」

「

無線マイクロホン装置	1	本	1, 530
電 源	1	箇所につき4時間	100
移動式ワゴンアンプ	1	台	1, 780

に改め

」

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市市民スポーツ会館条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による体育室の部分利用に係る料金及び付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)